

和歌山県地域医療構想（御坊保健医療圏構想区域）調整会議設置要綱

（設置及び名称）

第1条 和歌山県地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき和歌山県が策定した地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、同法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、和歌山県地域医療構想（御坊保健医療圏構想区域）調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の医療機関が担うべき病床機能に関すること
- (2) 病床機能報告制度に基づく情報の共有等に関すること
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) その他、和歌山県地域医療構想の達成を推進するために必要な協議事項
- (5) 外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

（調整会議の組織及び委員）

第3条 調整会議は、関係行政機関、医療関係団体、関係医療機関等（別表）から選出された委員をもって構成する。

（議長及び副議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長には、和歌山県御坊保健所長があたる。
- 3 議長は、会務を總理し、調整会議を代表する。
- 4 議長は、必要があるときは、調整会議に諮って副議長を置くことができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、調整会議の議事等に応じて出席を求める委員（以下「出席依頼委員」という。）を柔軟に選定することができる。
- 3 調整会議は、出席依頼委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議長は、委員の代理出席を認めることができる。
- 5 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は、上記の委員のほか、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 7 議長は、必要と認める場合には、委員（又は第2項の規定による出席依頼委員）に対して書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、会議の開催に代えることができる。

（部会）

第6条 専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、調整会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 調整会議の庶務は、和歌山県御坊保健所において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成28年8月23日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年12月20日から施行する。
附 則
この要綱は、平成31年2月20日から施行する。
附 則
この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(別 表)

行政機関等	御坊保健所
	御坊市
	美浜町
	日高町
	由良町
	印南町
	日高川町
	全国健康保険協会
医療関係団体	日高医師会
	日高歯科医師会
	日高薬剤師会
	和歌山県看護協会
医療機関	ひだか病院
	独立行政法人国立病院機構和歌山病院
	北出病院
	整形外科北裏病院
	紀伊クリニック